別表の9のイの(7)の注四中「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅴ)」に、「(二)」を「(三)」に改め、同四を同五とし、同三中「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」に、「(二)」を「(三)」に改め、同三を同四とし、同二中「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」に、「1000分の15」を「1000分の16」に改め、同二を同三とし、同一中「介護職員処遇改善加算(Ⅰ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」に、「1000分の27」を「1000分の29」に改め、同一を同二とし、別表の9のイの(7)の注中一として次のように加える。

一　介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　(1)から(6)までにより算定した単位数の1000分の39に相当する単位数

別表の9のロの(9)の注四中「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅴ)」に、「(二)」を「(三)」に改め、同四を同五とし、同三中「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」に、「(二)」を「(三)」に改め、同三を同四とし、同二中「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」に、「1000分の11」を「1000分の10」に改め、同二を同三とし、同一中「介護職員処遇改善加算(Ⅰ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」に、「1000分の20」を「1000分の19」に改め、同一を同二とし、別表の9のロの(9)の注中一として次のように加える。

一　介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　(1)から(8)までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数

別表の9のハの(7)の注四中「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅴ)」に、「(二)」を「(三)」に改め、同四を同五とし、同三中「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」に、「(二)」を「(三)」に改め、同三を同四とし、同二中「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」に、「1000分の11」を「1000分の10」に改め、同二を同三とし、同一中「介護職員処遇改善加算(Ⅰ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」に、「1000分の20」を「1000分の19」に改め、同一を同二とし、別表の9のハの(7)の注中一として次のように加える。

一　介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　(1)から(6)までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数

別表の9のニの(8)の注四中「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅴ)」に、「(二)」を「(三)」に改め、同四を同五とし、同三中「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」に、「(二)」を「(三)」に改め、同三を同四とし、同二中「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」に、「1000分の11」を「1000分の10」に改め、同二を同三とし、同一中「介護職員処遇改善加算(Ⅰ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」に、「1000分の20」を「1000の19」に改め、同一を同二とし、別表の9のニの(8)の注中一として次のように加える。

一　介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　(1)から(7)までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数

別表の10のトの注(4)中「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅴ)」に、「(2)」を「(3)」に改め、同(4)を同(5)とし、同(3)中「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」に、「(2)」を「(3)」に改め、同(3)を同(4)とし、同(2)中「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」に、「1000分の34」を「1000分の33」に改め、同(2)を同(3)とし、同(1)中「介護職員処遇改善加算(Ⅰ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」に、「1000分の61」を「1000分の60」に改め、同(1)を同(2)とし、別表の10のトの注中(1)として次のように加える。

(1)　介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　イからヘまでにより算定した単位数の1000分の82に相当する単位数

○厚生労働省告示第六十一号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十八条第二項及び健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法第四十八条第二項の規定に基づき、指定施設サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から適用する。

平成二十九年三月六日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表の1のレの注④中「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅴ)」に、「(2)」を「(3)」に改め、同(4)を同(5)とし、同(3)中「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」に、「(2)」を「(3)」に改め、同(3)を同(4)とし、同(2)中「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」に、「1000分の59」を「1000分の60」に改め、同(1)を同(2)とし、別表1のレの注中(1)として次のように加える。

(1)　介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　イからタまでにより算定した単位数の1000分の83に相当する単位数

別表の2のネの注④中「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅴ)」に、「(2)」を「(3)」に改め、同(4)を同(5)とし、同(3)中「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」に、「(2)」を「(3)」に改め、同(3)を同(4)とし、同(2)中「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」に、「1000分の15」を「1000分の16」に改め、同(2)を同(3)とし、同(1)中「介護職員処遇改善加算(Ⅰ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」に、「1000分の27」を「1000分の29」に改め、同(1)を同(2)とし、別表2のネの注中(1)として次のように加える。

(1)　介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　イからツまでにより算定した単位数の1000分の39に相当する単位数

別表の3のイの⑱の注四中「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅴ)」に、「(二)」を「(三)」に改め、同四を同五とし、同三中「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」に、「(二)」を「(三)」に改め、同三を同四とし、同二中「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」に、「1000分の11」を「1000分の10」に改め、同二を同三とし、同一中「介護職員処遇改善加算(Ⅰ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」に、「1000分の20」を「1000分の19」に改め、同一を同二とし、別表3のイの⑱の注中一として次のように加える。

一　介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　(1)から⑰までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数

別表の3のロの⑯の注四中「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅴ)」に、「(二)」を「(三)」に改め、同四を同五とし、同三中「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」に、「(二)」を「(三)」に改め、同三を同四とし、同二中「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」に、「1000分の11」を「1000分の10」に改め、同二を同三とし、同一中「介護職員処遇改善加算(Ⅰ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」に、「1000分の20」を「1000分の19」に改め、同一を同二とし、別表3のロの⑯の注中一として次のように加える。

一　介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　(1)から⑮までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数

別表の3のハの⑮の注四中「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅴ)」に、「(二)」を「(三)」に改め、同四を同五とし、同三中「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」に、「(二)」を「(三)」に改め、同三を同四とし、同二中「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」に、「1000分の11」を「1000分の10」に改め、同二を同三とし、同一中「介護職員処遇改善加算(Ⅰ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」に、「1000分の20」を「1000分の19」に改め、同一を同二とし、別表3のハの⑮の注中一として次のように加える。

一　介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　(1)から⑭までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数

○厚生労働省告示第六十二号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十二条の二第二項の規定に基づき、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六号）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から適用する。

平成二十九年三月六日

厚生労働大臣　塩崎　恭久